

ケアマネジャー
より

住宅改修の流れ

介護保険制度の「住宅改修」をご紹介します。

住みなれた自宅で安心・安全に生活が続けられるように、手すりの取り付けや段差解消を必要とする場合、介護認定を受けている方は工事費用を上限20万円とし、1割もしくは2割の自己負担で工事を行うことができます。



手続きの流れ

①要介護認定を受ける

要支援1、2または要介護1から5の判定を受けた方が利用できます。

②相談をする

住宅改修を希望する旨をケアマネジャー等と住宅改修施工者に相談します。

③工事前の申請をする

必要書類を揃え、ケアマネジャー等や住宅改修施工者が函館市住宅都市施設公社に申請書を提出します。

④「事前承認通知書」が届いたら着工する

市役所から事前承認通知書が届いたら工事を始めます。

⑤住宅改修工事完成後、費用の支払いをする

「償還払い方式」「受領委任払い方式」のいずれかになります。

⑥工事後の支給申請をする

必要書類を揃え、工事が終わったことを函館市住宅都市施設公社に報告します。

⑦住宅改修費の支給を受ける

介護認定や住宅改修についてのご相談は、担当ケアマネジャーもしくは当センターにお問い合わせ下さい。



出前講座のご案内



地域包括支援センターでは、無料で町会など地域の集まりにお伺いし、福祉や医療など高齢者の皆さまへ向けたお話をさせて頂いています。日時、内容はご要望に応じてご相談させて頂きます。お気軽にご連絡下さい。

受付担当：松野 小林

～たかおかのスタッフです～



松野 (主任ケアマネ)



小林 (社会福祉士)



四宮 (保健師)



村上 (保健師)



杉淵 (社会福祉士)



有田 (ケアマネジャー)



板垣 (ケアマネジャー)



内木 (事務員)

編集後記

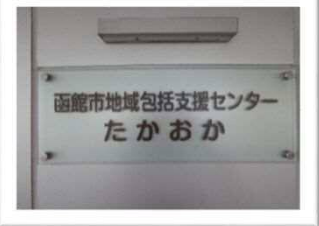
寒い毎日で嫌になります。春が待ち遠しいです。(杉淵)

編集委員：杉淵 村上 有田

高齢者あんしん相談窓口

函館市地域包括支援センターたかおか

たかおか通信



URL: <http://www.koseiin.or.jp>

第4号 平成30年2月発行 函館市地域包括支援センターたかおか 発行責任者 松野 陽



施設長
松野 陽

皆様こんにちは。今年は積雪も多く、函館では1961年からの観測史上最速の根雪となり、気温も低く「本当に寒い」の一言です。吹雪のため、訪問先に到着できずに引き返した職員もありました。事故も多発していますので、公私ともに気を付けたいところです。体調を崩しやすい季節ですので、皆様におかれましてはくれぐれもお身体をご自愛ください。

さて年も明け、あらためて自身の仕事を振り返ってみました。

丁度、社会福祉士や介護福祉士が誕生して間もない頃、特別養護老人ホームで

介護の仕事を始めました。当時は介護の仕事を目指す人が多く、業務は大変でしたが、毎日感情を揺さぶられる出来事が身近にありました。多くの仲間と涙あり、笑いあり、生と死に真剣に向き合ってきた日々でした。とても素敵な仕事に携われたと思っております。あれから20数年、世の中も現場も大きく変容しました。介護の担い手不足は深刻です。どのように制度が変わろうと、携わる人間あっての福祉です。現場を大切に作る制度であって欲しいと願うばかりです。今号もよろしくお願いたします。



高齢者あんしん相談窓口

函館市地域包括支援センターたかおか

〒042-0955

函館市高丘町3番1号

(地域密着型介護老人福祉施設 サテライト百楽園内)

TEL 0138-57-7740

FAX 0138-57-7746

窓口相談 月曜日～土曜日

8:45～17:30 (日曜日は定休)

※休日・夜間は携帯電話に転送しており、お急ぎの場合など、ご相談をお受けしております。



☆ご相談は無料です。

☆介護保険の要介護認定の申請代行も行っています。

市役所窓口まで行かなくても、地域包括支援センターの職員がご自宅に伺い、申請を代行する事も出来ますのでご相談下さい。

地域包括支援センターたかおか担当地域(東央部第2圏域)

戸倉町	榎本町	上野町	高丘町	滝沢町	見晴町	鈴蘭丘町	上湯川町
銅山町	旭岡町	西旭岡町1丁目	西旭岡町2丁目	西旭岡町3丁目	鱒川町		
寅沢町	三森町	紅葉山町	庵原町	亀尾町	米原町	東畑町	鉄山町
根崎町	高松町	志海苔町	瀬戸川町	赤坂町	銭亀町	中野町	新湊町
古川町	豊原町	石崎町	鶴野町	白石町			

東央部地区高齢人口(65歳以上人口)・・・10,319人 高齢化率・・・41.5%(平成29年12月現在)

社会福祉士
より

「その電話、要注意です!!」

近年テレビや新聞などで報道されることも多い、オレオレ詐欺や振り込め詐欺などの特殊詐欺ですが、皆さんは「自分は大丈夫」と思っていませんか？
実際に電話がかかって来ると気が動転してしまう事が多いため、今回は被害の多い詐欺や、電話があった時の心構え、相談先などをご紹介します。

架空請求詐欺について

【架空請求の例】

老人ホーム関連会社社員を名乗る者から「老人ホーム建設のために、あなたの名義を貸して欲しい」という電話があります。後日、別の人物から「名義貸しは違法」と連絡があり、トラブル解消の為に手数料を支払うよう要求し、現金を騙し取られる「架空請求」が発生しています。

【架空請求の要注意キーワード】

- 『名義を貸して』
- 『名義貸しは違法。警察に捕まる』
- 『ゆうパック・宅急便で現金を送れ』

【地域の見守りも大切です】

もしご近所の方から「不審な電話があった」などと聞いた時は、互いに声を掛け合い、未然に詐欺からの被害を予防できる地域づくりが大切です。

電話が掛かって来た場合には・・・

- ・「必要ありません」とはっきりと断りましょう。語尾を曖昧にせず、強い言葉でしっかり意思を伝えましょう。
- ・すぐに返事をせず「掛けなおします」と一度電話を切り、その後は電話を留守番電話にし、電話に出ない事も重要です。
- ・不審な電話が来た際には、一人で悩まずに、家族や友人、下記の窓口などに相談して下さい。

【相談窓口】

- ◎函館市消費者センター ☎26-4646
- ◎函館市役所「暮らし安心110番」 ☎23-3110
- ◎警察 相談ダイヤル ☎51-9110 #9110（短縮）

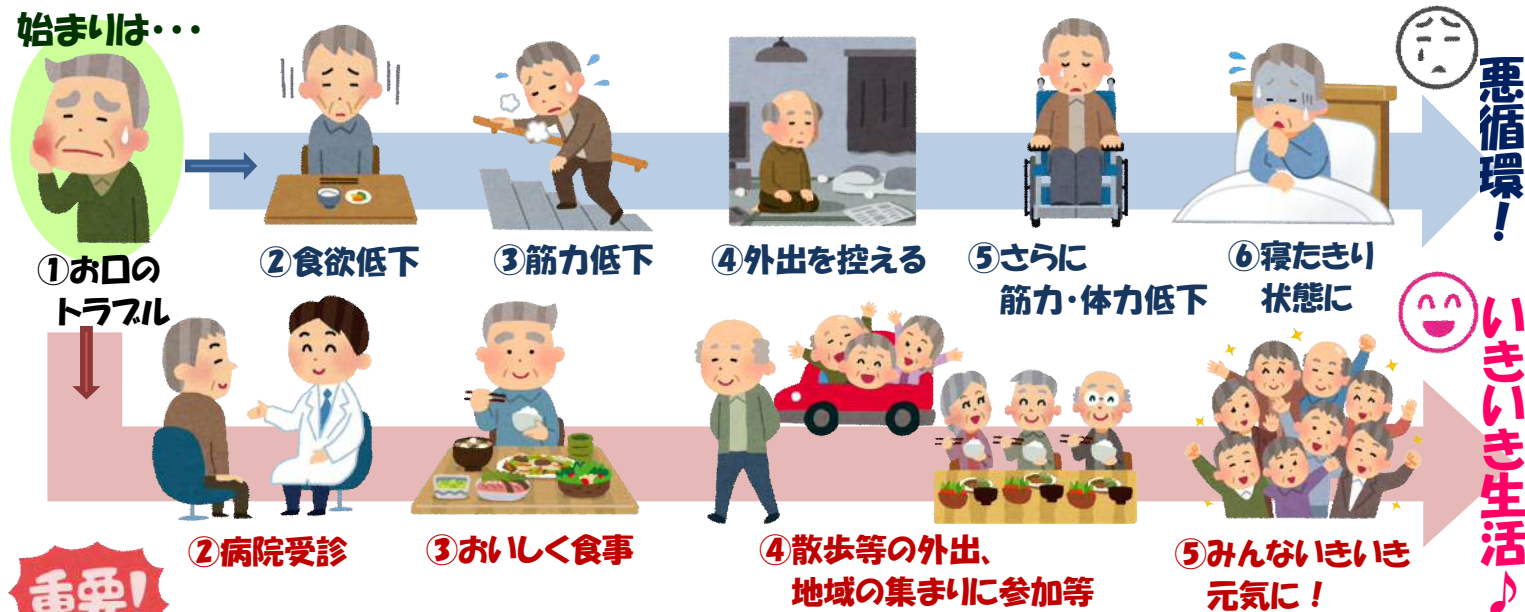
※当センターにもお気軽にご相談下さい。

保健師
より

目指しましょう!いきいき生活!

年齢を重ねてくると「食欲がなくなった」「身体が思うように動かない」「膝に痛みがある」等色々な『変化』を感じやすくなります。この『変化』を「年齢だから仕方がないこと」とそのまま放っておくと、筋力や意欲が低下し、やがて介護が必要な状態を招くことも…。『ちょっとした変化』を見逃さず、早めに対応することが大切です。

始まりは・・・



重要!

- ❁ 脳も身体も使わなければ、年々機能が低下していきます。運動や趣味を持つ等、脳も身体も意識して動かすことが大切です!
- ❁ 積極的に地域の行事に参加する等、色々な人と交流の機会を持ちましょう!
- ❁ 身体を動かすことで、運動器(骨・筋肉・関節等)の機能は何歳になっても、維持・向上できます!

★『ちょっとした変化』をそのままにせず、悪循環を断ち切りましょう★

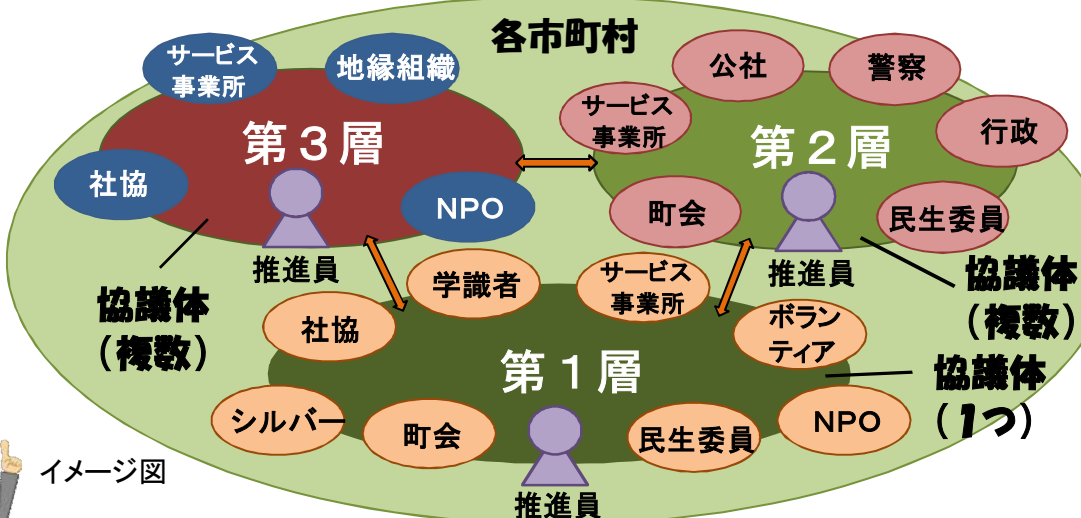
地域支えあい推進員 (生活支援コーディネーター) の6つの役割

主任ケアマネジャー
より

「地域支えあい推進員」について

- ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ③ 関係者のネットワーク化
- ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- ⑥ ニーズとサービスのマッチング

■図のように3層構造となっており、各市町村の特徴や地域の実情に合わせた住民主体の助け合いの仕組み作りをコーディネートする役割を担います。第3層のあり方や充実が今後の鍵となります。



函館市の取り組みの状況

- ◆第1層地域支えあい推進員◆～函館市全域を担当～
 - ・函館市地域交流まちづくりセンター長 丸藤 競 氏
 - ・第1層協議体：様々な団体の代表者で構成される
- ◆第2層地域支えあい推進員◆～日常生活圏域を担当～
 - ・日常生活圏域（市内10カ所）の地域包括支援センター
 - ・第2層協議体：地域ケア会議等、地域課題の検討機会
- ◆第3層地域支えあい推進員◆（今後の取り組み）
 - ・生活支援を実施する個人や団体、サービス事業所等を想定
 - ・第3層協議体：支え合いを必要とする方と提供者との

〔函館市の取り組みは、函館市役所ホームページ参照〕
キーワード：「函館市地域支えあい推進協議体」で検索